第３号様式（第７条関係）**※狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書（第３号様式）を提示してください。**

世田谷区長　あて　　年　　月　　日

代理者連絡先
住所

氏名
電話番号　　（　　）

担当者：

メールアドレス：

建築主
住所

氏名
電話番号　　（　　）

所有者等
住所

氏名
電話番号　　（　　）

狭あい道路拡幅整備事前協議事項変更申出書

狭あい道路の拡幅整備の協議について、世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則第７条の規定に基づき、協議事項の変更を申し出ます。

１．事前協議受付番号　狭あい

２．変更理由　売買　・　相続　・　敷地形状変更　・　その他（　　）

３．変更内容（変更箇所のみ☑し、記載する。）　図面変更　□　有　・　□　無

□　所在地	（住居表示）　世田谷区　　丁目　　番　　号 （地　　番）　世田谷区　　丁目　　番		
□　狭あい道路の種別	（１）２項道路　（２）その他（４２条１項５号　・　４３条２項２号）		
	（１）特別区道　（２）特別区道以外の区管理道路　（３）私道　（４）その他（　　）		
□　後退用地	（１）有（　　面）　（２）無	□　隅切り用地	（１）有（　　箇所）　（２）無
□　協議内容			
協議に伴う行為の種別	（１）建築確認申請　（２）指定確認検査機関への書類提出　（３）建築計画通知　（４）その他（　　）		

	区　　分	後退用地	隅切り用地	外構着手時期
整備及び管理の方法	（１）無償使用を承諾し、区が整備し、及び管理する			年　　月
	（２）寄附し、区が整備し、及び管理する			
	（３）整備等を承諾し、区が整備し、建築主等が管理する			
	（４）建築主等が自ら整備し、及び管理する			
	（５）その他			

□　整備工事のために必要な移設工事等

（１）無	（２）有	擁壁の移設工事（建築物の建築に伴うものを除く。）	高低差０．５メートル以上１メートル未満	m
			高低差１メートル以上２メートル未満	m
			高低差２メートル以上３メートル未満	m
			高低差３メートル以上	m
		擁壁以外の工作物の撤去工事（建築物の建築に伴うものを除く。）	ブロック塀、万年塀、生垣、門その他これらに類するもの（ブロック塀、万年塀、生垣、門その他これらに類するものをいう。）の撤去	m
			隣地境界に沿って設置されたブロック塀等の撤去	箇所
			水道メーター、地下埋設配管等の撤去	有　・　無
		樹木の移植工事（幹回り３０センチメートル以上かつ樹高３メートル以上）		本

〈添付書類〉狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書　（第２号様式）及び狭あい道路拡幅整備事前協議書（第１号様式）の添付書類から変更となったもののみ添付する。

□　付近見取図（２部）
□　狭あい道路及び狭あい道路に接する敷地の現況図（２部）
□　狭あい道路及び敷地の横断面図（２部）
□　敷地の求積図（２部）
□　敷地の公図の写し及び登記事項証明書
□　整備計画書（第１号の２様式）（建築主等が自ら整備し、及び管理する場合に限る。）